

厚生労働省発生食 0331 第 19 号

平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

(公 印 省 略)

簡易水道等施設整備費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和 44 年 5 月 8 日厚生省環第 405 号厚生事務次官通知の別紙（甲）「簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱」及び別紙（乙）「簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領」（以下「取扱要領」という。）により行われているところであるが、今般、取扱要領の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、貴管内関係水道事業者に対する周知につき配慮願いたい。

別紙（甲）

簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱

- 1 簡易水道等施設整備費国庫補助対象事業費（以下「補助対象事業費」という。）は別表第2の（1）直営施工の場合及び（2）請負施工の場合の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ第4欄に掲げる算定方法によって算定された額（実支出額がこの算定方法により算定された額より少ないときは実支出額）の合計額とする。
- 2 簡易水道等施設整備費国庫補助金の交付額は、別表第1に掲げる補助金等の予算科目の区分ごとに、補助対象事業費と当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額（給水区域内住民の拠出による収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない方の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、同表の「補助率」に掲げるそれぞれの補助率を乗じて得た額とする。

なお、算出された補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、当該千円未満の端数は切り捨てるものとする。
- 3 この補助金に関する細目については、別紙（乙）簡易水道等施設整備費国庫補助金取扱要領によるものであること。
- 4 1・2及び3により難い特別の事情がある場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表第 1

項	目	目細	積算	内 訳		補 助 率	備 考	
水道施設 整備費	水道施設 整備費補 助	簡易水道等 施設整備費 補助	水道未普及 地域解消事 業	簡易水道施設		1. 財政力指数が 0.30 を超える 市町村にあつては 1/4 但し、 (1) 単位管延長が 20 メートル以 上であるものについては 4 /10 (2) 単位管延長が 6 メートル以上 20 メートル未満であるもの については 1/3 (3) 渇水対策として行う海 水淡水化施設整備に係る 事業で単位管延長が 1 メートル 以上であるものについて は 4/10 2. 財政力指数が 0.30 以下の市 町村にあつては 1/3 但し、 (1) 単位管延長が 7 メートル以上 であるものについては 4/1 0 (2) 渇水対策として行う海 水淡水化施設整備に係る 事業で単位管延長が 1 メートル 以上であるものについて は 4/10 3. 1 及び 2 にかかわらず、水 源地域対策特別事業につい ては 4/10 4. 1、2 及び 3 にかかわらず、 放射線量分析機器については 1/4	1. 財政力指数とは、 地方交付税法 (昭和 2 5 年法律第 211 号) 第 14 条の規定により算 定した基準財政収入 額を同法第 11 条の規 定により算定した基 準財政需要額で、当 該年度前 3 年度内の 各年度に係るものを 合算したものの 3 分 の 1 の数値をいう。 2. 単位管延長とは、 導水、送水、配水管 路の総延長を計画給 水人口で除して得た 数値をいう。但し、 渇水対策として行う 海水淡水化施設整備 事業における計画給 水人口は、海水淡水 化施設の整備により 給水が可能となる人 口とする。 3. 水源地域対策特別 事業とは、水源地域 対策特別措置法 (昭 和 48 年法律第 118 号) 第 9 条第 1 項に 基づく指定ダムに係 る水源地域整備計画 に位置付けられた事 業をいう。	
			簡易水道再 編推進事業					
			生活基盤近 代化事業					
				飲料水供給施設		4/10		
			閉山炭鉱水 道施設整備 費	閉山炭鉱水道施 設		1/3		
離島振興 事業費	水道施設 整備費補	簡易水道等 施設整備費	水道未普及 地域解消事	簡易水 道施設	一般分			

	助	補助	業	奄美分	
				飲料水供給施設	一般分 奄美分
			簡易水道再編推進事業 生活基盤近代化事業		1/2
北海道開発事業費	水道施設整備費補助	簡易水道等施設整備費補助	水道未普及地域解消事業 簡易水道再編推進事業 生活基盤近代化事業	簡易水道施設 (本道分)	<p>1. 財政力指数が 0.30 を超える市町村にあつては 1/4 但し、</p> <p>(1) 単位管延長が 20 メートル以上であるものについては 4/10</p> <p>(2) 単位管延長が 6メートル以上 20 メートル未満であるものについては 1/3</p> <p>(3) 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1メートル以上であるものについては 4/10</p> <p>2. 財政力指数が 0.30 以下の市町村にあつては 1/3 但し、</p> <p>(1) 単位管延長が 7メートル以上であるものについては 4/10</p> <p>(2) 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1メートル以上であるものについては 4/10</p> <p>3. 1 及び 2 にかかわらず、水源地域対策特別事業については 4/10</p> <p>4. 1、2 及び 3 にかかわらず、放射線量分析機器については 1/4</p>
				飲料水供給施設 (本道分)	4/10

			簡易水道施設 (離島分)	1/2 (放射線分析機器については1/4)
			飲料水供給施設 (離島分)	
		閉山炭鉱水道施設整備費	閉山炭鉱水道施設 (本道分)	1/3

別表第2

(1) 直営施工の場合

1 区分	2 種目	3 細分	4 算定方法	5 説明
工事費	本工事費	材料費	材料費 別に定める主要資材単価表を標準とすること。	<p>1 「本工事費」とは、次の額の合計額をいう。</p> <p>(1) 当該施設の工事の施工に直接必要な材料費、労務費、その他当該工事を施工するに直接必要とする経費（特許権使用料、水道・光熱・電力料）の合計額</p> <p>(2) 当該施設の工事の施工に間接的に必要な経費（運搬費、準備費、仮設費、安全費、役務費、環境対策費）の合計額</p> <p>(3) 補助事業者が直接支弁する、当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労働者災害補償保険料、失業保険料、厚生年金保険料、健康保険料及び建設業退職金共済組合掛金等の関係各法令に定められた額の合計額</p>
	労務費	労務費 別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。		
	保険料	保険料 補助事業者が直接支弁する、当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であって、関係各法令に定められた額の合計額とする。		
	その他の諸費	その他の諸費 材料費、労務費及び保険料以外の経費で本工事に要する諸掛りの費用（特許権使用料、水道・光熱・電力料、運搬費、準備費、仮設費、安全費、役務費、環境対策費）の適正な実支出額とする。		
附帯工事費	附帯工事費		附帯工事費 本工事費の算定方法に準じて算定する。	2 「附帯工事費」とは、当該施設の工事施工に伴い必要不可欠な附帯工事に要する費用をいう。
用地費及び補償費	用地費及び補償費	用地取得費 用地使用費 補償費	用地費及び補償費 適正な実支出額とする。	3 「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得又は賃借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は賃借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接

	調査費		<p>調査費 適正な実支出額(用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。)とする。</p>	<p>施工する補償工事に要する費用を含む。)をいう。 4 「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。</p>
	機械器具費		<p>機械器具費 適正な実支出額とする。</p>	<p>5 「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両(乗用車を除く。)、船舶等の購入費、借料、運搬費(船舶保険料を含む。)並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。</p>
	営繕費		<p>営繕費 当該直営施工に係る工事費(営繕費及び工事雑費を除く。以下この項において「工事費」という。)に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 なお、第2号から第4号までの場合において、それぞれ算出される額が、それぞれの号の前号において算出される額の最高額に満たないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。 (1) 工事費が1,000万円以下の場合 1,000分の50 (2) 工事費が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 1,000分の40 (3) 工事費が3,000万円をこえ10,000万円以下の場合 1,000分の30 (4) 工事費が10,000万円をこえる場合 1,000分の20</p>	<p>6 「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築(購入を含む。)、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。</p>
	工事雑費		<p>工事雑費 直営施工に係る工事費(工事雑費を除く。)に1,000分の40を乗じて得た額の範囲とする。</p>	<p>7 「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に附随して要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。 ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認</p>

事務費			<p>事務費</p> <p>工事費（工事雑費を除く。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、第2号から第5号の場合において、それぞれの号の前号において算出される最高額に満たないときは、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 工事費が 1,000 万円以下の場合 1,000 分の 45</p> <p>(2) 工事費が 1,000 万円をこえ 3,000 万円以下の場合 1,000 分の 25</p> <p>(3) 工事費が 3,000 万円をこえ 30,000 万円以下の場合 1,000 分の 20</p> <p>(4) 工事費が 30,000 万円をこえ 50,000 万円以下の場合 1,000 分の 15</p> <p>(5) 工事費が 50,000 万円をこえる場合 1,000 分の 10</p>	<p>められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p> <p>8 「事務費」とは、補助事業者において当該補助事業の施工のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費の合計額をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び当該地方公共団体の経常的職員に対する給料、職員手当は含まないものとする。</p>
-----	--	--	--	---

(2) 請負施工の場合

1 区分	2 種目	3 細分	4 算定方法	5 説明
工事費	本工事	材料費	直接工事費のうち、材料費について	「本工事費」とは、当該施設の工事

費		<p>ては、別に定める主要資材単価表を標準とすること。</p> <p>労務費 直接工事費のうち、労務費については別に定める職種別賃金日額表及び工事設計歩掛表の標準単価を標準とすること。</p> <p>直接経費 直接工事費のうち、直接経費については、特許使用料、水道光熱電力料(工事施工に直接必要とする分)、機械器具損料の合計額を計上すること。このうち、機械器具損料については、別に定める機械損料表によること。</p> <p>共通仮設費 間接工事費のうち、共通仮設費については、工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、準備、跡片付け、整地等に要する費用、機械設備の設置・撤去、用水、電力等の供給施設の設置、撤去及び仮道布設、現場補修等に要する費用、仮設工事、事業損失防止施設、材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力、用水等の基本料金に要する費用、技術管理に要する費用、現場事務所、労務者宿舍及び材料置場等の営繕に要する費用、労務者輸送に関する費用、交通の管理、安全施設等に要する費用並びに環境対策等に要する費用をいう。</p> <p>なお、共通仮設費は、毎年度、厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知で示す「水道施設整備費国庫補助事業に係る歩掛表」(以下「歩掛表」という。)に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得られた額に積上げ計算による額を加算して算出するものとする。また、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p> <p>現場管理費 現場管理費については、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内</p>	<p>を施工するのに直接に要する費用であって、直接工事費、間接工事費及び一般管理費をいう。</p> <p>「直接工事費」とは、工事の施工に直接必要とする材料費、労務費及び直接経費をいう。</p> <p>「間接工事費」とは、直接工事費以外の工事費及び経費であって、共通仮設費及び現場管理費をいう。</p> <p>「共通仮設費」とは、工事の施工に必要な運搬費、準備費、役務費、技術管理費、営繕費、事業損失防止施設費、安全費及び環境対策費に要する費用をいう。</p> <p>「現場管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な現場経費であって、労務管理費、地代、家賃、</p>
---	--	---	---

		<p>とする。</p> <p>なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p> <p>一般管理費は、歩掛表に定める工種区分にしたがって、所定の率計算によって得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、止むを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算定すること。</p>	<p>水道光熱費、運賃、消耗品費、通信通搬費その他に要する費用をいう。</p> <p>「一般管理費」とは、請負業者が工事を施工するために必要な一般管理費、利潤等であって、諸給与、福利厚生費、事務用品費、通信運搬費、保険料、租税公課、旅費、その他に要する費用をいう。</p> <p>「附帯工事費」とは、本工事に附帯して施工することが必要な工事に要する費用をいう。</p> <p>「用地取得費」「用地使用費」とは、工事の施工に必要な最小限度の用地を取得又は貸借に要する費用をいう。「補償費」とは、工事を施工するため取得し、又は貸借した土地に既存する建物、立木その他の物件の除去移転等に伴う損失の補償に要する費用及び水利費用、隧道掘削等に伴う漁業、農業、その他の補償に要する費用（補償金に代え直接施工する補償工事に要する費用を含む。）をいう。</p> <p>「調査費」とは、当該施設、管路等の設計及びそれに必要な地形測量、地質調査、土質調査、水質試験、水文調査、管路更新調査並びに工事を実施するために必要な測量試験等に要する費用をいう。</p> <p>「機械器具費」とは、工事を直営で施工する場合に、工事の施工に直接必要な機械器具、車両（乗用車を除く。）、船舶等の購入費、借料、運搬費（船舶保険料を含む。）並びに据付、撤去、及び修理、製作に要する費用をいう。</p> <p>なお、事業主体が機械器具等を請負業者に貸与して請負工事を施工させることが特に必要と認められる場合には当該機械器具等に要する費用を計上することができる。</p>
2 附帯工事費	一般管理費	<p>附帯工事費は、本工事費の算定基準に準じて算定する。</p>	
3 用地費及び補償費	<p>用地取得費</p> <p>用地使用費</p> <p>補償費</p>	<p>用地費及び補償費については、適正な実支出額とする。</p>	
4 調査費		<p>調査費については、適正な実支出額（用地費及び補償費、工事雑費、事務費等に計上すべき費用を除く。）とする。</p>	
5 機械器具費		<p>機械器具費については、適正な実支出額とする。</p>	

事務費	6 営繕費	<p>営繕費については、適正な実支出額とする。</p>	<p>「営繕費」とは、工事を直営で施工する場合に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新築（購入を含む。）、改築、移転、修繕に要する費用及び借料並びにこれらの建物に係る敷地の買収費及び借料をいう。</p> <p>なお、請負施工に係る大規模工事又は工事現場が遠隔地等により補助事業者が請負工事の施工を監督するための現場事務所、見張所等の設置が特に必要と認められる場合に限り、これらに要する費用及び借料等について適正な実支出額を計上することができる。</p>
	7 工事雑費	<p>工事雑費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計に1.5%を乗じて得た額の合計額の範囲内の額とする。</p>	<p>「工事雑費」とは、補助事業者が当該施設の工事等の施工に付随して要する費用であって、工事の現場事務に必要な備品費、消耗品費、貸金、印刷製本費、光熱水料、通信運搬費、雑役務費、連絡旅費及び工程の関係ある職員の給与（退職手当を除く。）並びにこの費目から賃金又は給与が支弁される者に係る補助事業者負担の労働者災害補償保険料等その他に要する費用をいう。</p>
		<p>事務費については、1の本工事費から6の営繕費までの合計額に、次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>なお、各対応額の率を適用した場合の額が、直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。</p> <p>(1) 合計額が1,000万円以下の場合 1000分の45</p> <p>(2) 合計額が1,000万円をこえ3,000万円以下の場合 1,000分の25</p> <p>(3) 合計額が3,000万円をこえ30,000万円以下の場合 1,000分の20</p> <p>(4) 合計額が30,000万円をこえ50,000万円以下の場合</p>	<p>「事務費」とは、補助事業者が事業施工のため直接必要な事務に要する費用であって、職員旅費、消耗品費、備品費、通信運搬費、印刷製本費、監督料等の人件費及び物件費をいう。</p> <p>ただし、この事務費には委員会費、協議会費等の間接的に必要と認められる費用及び補助事業者の経常的職員に対する給料、諸手当等は含まれないものとする。</p>

			1,000 分の 15 (5) 合計額が 50,000 万円をこ える場合 1,000 分の 10	
--	--	--	---	--